



## Contents

### 特許侵害

#### グループ会社全体の事情を理由に、自ら実施していない権利者について 特許法102条2項の適用を認めた例

知財高裁(2部)令和4年4月20日判決〔軟骨下関節表面支持体を備えた骨折固定システム事件〕

### 審決取消

#### 本願発明と引用発明の課題解決手段相違に照らして 容易想到性判断に誤りがあるとして審決が取り消された事例

知財高裁(3部)令和4年5月31日判決〔電気絶縁ケーブル事件〕

### 意匠

#### 意匠に係る査定系審決取消訴訟における禁反言の法理

知財高裁(2部)令和4年1月12日判決〔インジェクターカートリッジ事件〕

### 著作権

#### SNSの投稿により著作者人格権の侵害に基づく 損害賠償請求が認められた事例

東京地裁(29部)令和4年4月15日判決〔トリミング写真投稿事件〕

### セミナーのご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 特許侵害

グループ会社全体の事情を理由に、自ら実施していない権利者について  
特許法102条2項の適用を認めた例渡辺 洋  
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和4年4月20日判決(令和3年(ネ)第10091号)裁判所ウェブサイト(軟骨下関節表面支持体を備えた骨折固定システム事件)

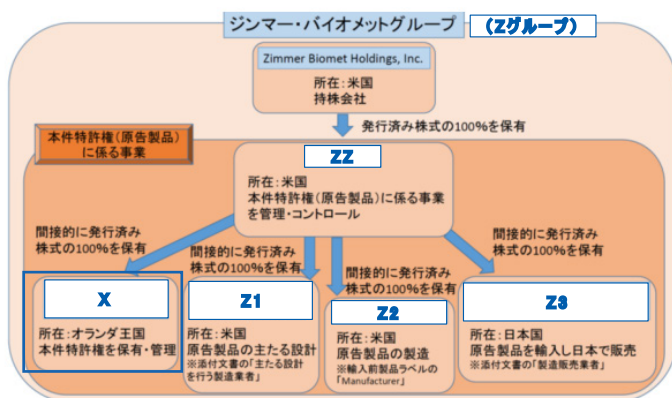
裁判例はこちら

## 1. 事案の概要

(1)本件は、発明の名称を「軟骨下関節表面支持体を備えた骨折固定システム」とする特許(本件特許)に係る権利者であるXが、Yが製造販売する製品(Y製品)は、本件特許発明の技術的範囲に属するものであり、Y製品を生産・譲渡等することは本件特許権を侵害すると主張して、Yに対し、特許法102条1項及び同条2項等に基づき、Y製品の生産・譲渡等の差止及び廃棄並びに損害賠償金の支払を求めた事案です。原判決と本判決とで、特許法102条2項<sup>1)</sup>の適用の可否について判断が別れましたので、本稿ではその点を取り上げます。

(2)本件の特徴として、X自身は、本件特許発明を実施していなかったという点が挙げられます。すなわち、Xは米国法人であるZimmer Biomet Holdings, Inc.を最終親会社とするジンマー・バイオメットグループ(Zグループ)に属する会社であったところ、Zグループにおいて、本件特許はXが保有・管理していたものの、本件特許発明を利用した製品(X製品。実施品でありY製品と競合します。)の製造及び販売は、それぞれZグループの別の会社(Z2やZ3)が行っており、X自身は、X製品の製造も販売も行っていませんでした。

Zグループ概要：青枠がX（本判決より。但し青枠等は筆者）



## 2. 原判決-特許法102条2項の適用否定

原判決は、Y製品の一部について、生産・譲渡等の差止及び廃棄請求を認容しましたが、損害賠償請求については、Xが本件特許発明を実施しておらず、Yによる本件特許権の侵害行為がなかったならばXが利益を得られたであろうという事情を認めることはできないとして、特許法102条2項の適用を否定したうえ、同条3項に基づき、損害賠償額を約70万円の限度で一部認容しました。

## 3. 本判決-特許法102条2項の適用肯定

原判決に対し、XY双方が控訴したところ、知財高裁は、以下のように述べて特許法102条2項の適用を肯定し、約454万円まで損害賠償額を増額しました(下線等は筆者)。

- 特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益を得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきである。
- 本件についてみると、X製品を販売するのはZ3であって特許権者であるXではないものの、①Xは、その株式の100%を間接的に保有するZZの管理及び指示の下で本件特許権の管理及び権利行使をしていること、②Xのグループ会社であるZ2が、ZZの管理及び指示の下で、本件特許権を利用して製造したX製品を、同一グループに属するZ3が、ZZの管理及び指示の下で、本件特許権を利用してX製品の販売をしていることから、Zグループは、本件特許権の侵害が問題とされている期間、ZZの管理及び指示の下でグループ全体として本件特許権を利用した事業を遂行していると評価することができる。

<sup>1</sup> 特許法102条2項：特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

そうすると、Zグループにおいては、本件特許権の侵害行為であるY製品の販売がなかったならば、Y製品を販売することによる利益が得られたであろう事情があるといえる。

- そして、Xは、Zグループにおいて、同グループのために、本件特許権の管理及び権利行使につき、独立して権利を行使することができる立場にあるものとされており、そのような立場から、同グループにおける利益を追求するために本件特許権について権利行使をしているということができ、上記のとおり、ZグループにおいてXの外に本件特許権に係る権利行使をする主体が存在しないことも併せ考慮すれば、本件について、特許法102条2項を適用することができるというべきである。

れ、特許法102条2項の適用の余地があることを判示している点で、本判決は参照価値があると考え、紹介する次第です。

#### 4. 本判決の意義

特許法102条2項の適用要件については、既に知財高判平成25年2月1日(ごみ貯蔵機器大合議事件)において、「特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」が存在すれば適用要件としては足り、「特許権者において当該特許発明を実施していること」までは不要であるとの規範が示されています。

本判決もこれと同様の判断枠組によるものといえますが、①「特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」を肯定するうえで、Zグループ全体で本件特許権を利用した事業を遂行していると評価できる点を考慮し、X単体としてではなく、Zグループとして、当該事情が存在するとしている点、そして②Xの権利行使がそうしたZグループの利益を代表するものであり、かつX以外に権利行使できる主体が存在しない点を理由に、特許法102条2項の適用を認めた点に特徴があるといえます。

グループ会社においては特定の子会社にグループの知的財産権の管理・帰属を集中させる体制をとることがありますが、そういった体制下で当該子会社が権利行使を行う場合には、仮に当該子会社単体では「特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」が肯定できない場合でも、グループ全体で当該事情が認めら

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

## 審決取消

本願発明と引用発明の課題解決手段相違に照らして  
容易想到性判断に誤りがあるとして審決が取り消された事例重富 貴光  
PROFILEはこちら

裁判例はこちら

知財高裁(3部)令和4年5月31日判決令和3年(行ケ)第10082号裁判所ウェブサイト(電気絶縁ケーブル事件)

## I 事案の概要

本件は、「電気絶縁ケーブル」発明に関する特許出願の拒絶査定不服審判請求の不成立審決(「本件審決」)の取消訴訟です。特許庁が本件審決において特許法29条2項により進歩性を欠くと判断したのに対し、知財高裁は本件審決を取り消しました。特許庁と知財高裁の進歩性判断が分かれた点が注目されます。特許庁は、補正後の請求項1に記載された発明(「本願発明」)は、甲1の公開特許公報(特開昭62-122012号。「甲1公報」)に記載された発明(「引用発明」)及び甲2ないし甲6の各公報に記載された周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであり、進歩性を欠くと判断しました。これに対し、知財高裁は、本願発明と引用発明の相違点3について、当業者が本願発明の構成を容易に想到し得たものとはいえないとして、本件審決を取り消しました。

## II 知財高裁の判断

## 1 相違点3

相違点3とは、「本願発明は「前記コア電線のみを巻くテープ部材」を有するのに対し、引用発明ではそのような特定がなされていない点。」である。

2 相違点3についての容易想到性判断(下線は筆者が付したものです。)

〔周知技術について〕

➤ 本願発明の親出願がされた日(「本件原出願日」)時点における工業用の電気絶縁ケーブルの技術分野においては、撚り合わせたコア電線を押さえたり、耐熱性を持たせたりす

ることなどを目的として、コア電線にテープ部材を巻くことは周知技術であり、その結果としてコア電線とシースとの間にテープ部材が配置されることも周知技術であったと認められる。

〔引用発明に周知技術を適用する構成について〕

➤ 引用発明は、工業用の電気絶縁ケーブルに関する発明であり、上記周知技術と技術分野を共通にすることからすれば、甲1公報に接した当業者は、複数の線心をシースで覆う構造である引用発明に対して上記の周知技術を適用し、撚り合わせた複数の線心をテープ部材で巻き、その結果、コア電線とシースとの間にテープ部材が配置される構成とすることを動機付けられるものといえる。

〔本願発明の課題及び課題解決手段〕

➤ しかしながら、本願発明は、被覆層を除去してコア電線を露出させる作業の作業性に関し、コア材の外周面に粉体が塗布された従来のケーブルには、コア材を取り出す作業の際に粉体が周囲に飛散し、作業性が低下してしまうという課題があったことから、コア電線と被覆層との間に、コア電線に巻かれた状態で配置されたテープ部材を備える構成とすることにより、テープ部材を除去することによって容易にコア電線と被覆層とを分離することができるようにして、上記課題を解決しようとする点に技術的意義を有するものである。

〔引用発明の課題及び課題解決手段〕

➤ 他方で、引用発明は、線心の取り出しを容易に行うことができるようにすることを課題の一つとする発明であり、この点で本願発明と課題を共通にするものといえるが、電源用線心

<sup>1</sup>【請求項1の発明】「導体と前記導体を覆うように形成された絶縁層とを含むシールドされていないコア材が複数本撚り合されて形成されたコア電線であって、電動パーキングブレーキ用の2本の第1のコア材と、アンチロックブレーキシステム用の2本の第2のコア材と、によって形成されたコア電線と、前記コア電線のみを巻くテープ部材と、前記テープ部材上に形成された被覆層と、を備え、2本の前記第1のコア材の各々の導体の断面積は、1.5～3.0mm<sup>2</sup>の範囲に含まれ、2本の前記第2のコア材の各々の導体の断面積は、0.18～0.40mm<sup>2</sup>の範囲に含まれ、2本の前記第2のコア材は互いに撚り合されてサブユニットが形成され、前記サブユニットと撚られていない2本の前記第1のコア材とが撚り合されて前記コア電線が形成され、2本の前記第1のコア材と前記サブユニットとがそれぞれ接しているとともに、2本の前記第1のコア材及び前記サブユニットは前記テープ部材と接している、電気絶縁ケーブル。」

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

及び信号用線心の外周をシースで覆うのみの形で被覆する構成とすることによって上記課題を解決しようとするものであり、本願発明とは課題を解決する手段を異にするものといえる。

〔本願発明と引用発明の課題解決手段の相違に関する分析〕

➤ このように、引用発明においては、本願発明と共通する課題が本願発明とは異なる別の手段によって既に解決されているのであるから、当該課題解決手段に加えて、両線心をテープ部材で巻き、その結果、両線心とシースとの間にテープ部材が配置される構成とする必要はないというべきである。そして、引用発明に上記のような構成を加えると、線心を取り出そうとする際に、シースを除去する作業のみでは足りず、更にテープ部材を除去する作業が必要となることから、かえって作業性が損なわれ、引用発明が奏する効果を損なう結果になってしまうものといえる。加えて、甲1公報をみても、引用発明の効果を犠牲にしてまで両線心をテープ部材で巻くことに何らかの技術的意義があることを示唆するような記載は存しない。

〔まとめ〕

➤ 以上によれば、引用発明に上記周知技術を適用することには阻害要因があるというべきであるから、相違点3に係る「前記コア電線のみを巻くテープ部材」という構成の意義について検討するまでもなく、本件原出願日当時の当業者が、引用発明及び上記周知技術に基づいて、相違点3に係る本願発明の構成を容易に想到し得たものとはいえない。

### III コメント

知財高裁は、本願発明と引用発明は線心の取り出しを容易に行うことができるようにするという課題にて共通すると評価しつつ、課題解決手段をみるに、①本願発明では「コア電線(線心)のみをテープ部材で巻くこと」を特定し、これにより、テープ部材を除去することによって容易にコア電線と被覆層とを分離することができるようにし、コア材の外周面に粉体が塗布された従来のケーブルにはコア材を取り出す作業の際に粉体が周囲に飛散し、作業性が低下してしまう課題をも解決したのに対し、

②引用発明は、「コア電線(線心)のみをテープ部材で巻くこと」ではなく、むしろ複数の線心の外周をシースで覆う構成を採用したものであり、この構成によって線心を容易に取り出すという課題を解決したものであるとして、両者は課題解決手段を異にするうえ、引用発明の構成に加えて本願発明の構成を採用することはかえって引用発明の奏する効果を損なうものであるとして、本願発明の構成を採用する示唆がないことは勿論、引用発明に周知技術を適用することに阻害要因があると判断しました。特許庁は、引用発明の課題解決手段の具体的内容を特段分析することなく周知技術を適用したのに対し、知財高裁は上記具体的内容に踏み込んで課題解決手段の異同を検討した点が判断の分かれ目となったといえます。相違点の容易想到性判断においては、本願発明と引用発明の課題の共通性を検討すべきとされていますが、課題共通性のみならず、課題解決手段の異同についても精緻に検討して判断がされた点は実務に影響を及ぼすものとして注目されます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 意匠

## 意匠に係る査定系審決取消訴訟における禁反言の法理

石津 真二  
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和4年1月12日判決(令和3年(行ケ)第10067号)裁判所ウェブサイト[インジェクターカートリッジ事件]

裁判例はこちら

## 1. 事案の概要

本件は意匠登録出願拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決(不服2020-11187号事件)の取消訴訟です。原告の意匠出願内容(「本願意匠」)は「意匠に係る物品」を「インジェクターカートリッジ」とする、右図1でした。

これに対し、審決は、大韓民国意匠商標公報(登録番号30-0309501)の、「意匠に係る物品」を「注射器用シリンジ」とする、右図2の意匠を引用意匠としました。

審決は、「意匠に係る物品」について、①本願意匠及び引用意匠ともに医療用注射器の外筒の用途及び機能を有するものであるから、両意匠の意匠に係る物品は同一である、②両意匠のフランジ部は、略円板状板体の平面視上下端縁を平行に切り欠いたものである点で特に共通すること等から、両意匠は意匠全体として共通する美感を起させるものである、と判断して、意匠法3条1項3号(新規性欠如)に該当するとして、不服審判請求を不成立としました。審決取消訴訟における争点は多岐にわたりますが、本稿では、①の「意匠に係る物品」の認定における禁反言の法理について焦点を当てます。原告は、拒絶理由通知書に回答して提出した意見書(「本件意見書」)においても、本件の審判請求書(「本件審判請求書」)においても、本願意匠の物品は「注射器などに用いられ、薬液を満たすための『インジェクターカートリッジ』に係るもの」であり、引用意匠の物品である「注射器用シリンジ」と共通すると述べており、出願段階から本件審決に至るまで一貫して本件意匠の物品と引用意匠の物品が共通すると説明しており、このことが本願意匠に係る物品と引用意匠に係る物品とがいずれも「医療用注射器の外筒」との用途及び機能を有するとの審決の判断の基礎となっているにもかかわらず、審決取消訴訟において初めて、本願意匠の物品と引用意匠の物品はその用途・機能・需要者・使用態様等が異なる(本願意匠の意匠に係る物品は「自動注射器等の内部に挿入される、交換可能な薬液容器」であり、引用意匠

に係る物品である「注射器用シリンジ」とは異なる)と主張したことに対し、被告(特許庁長官)は、禁反言の法理に抵触し当該原告の主張は許されないと主張しました。

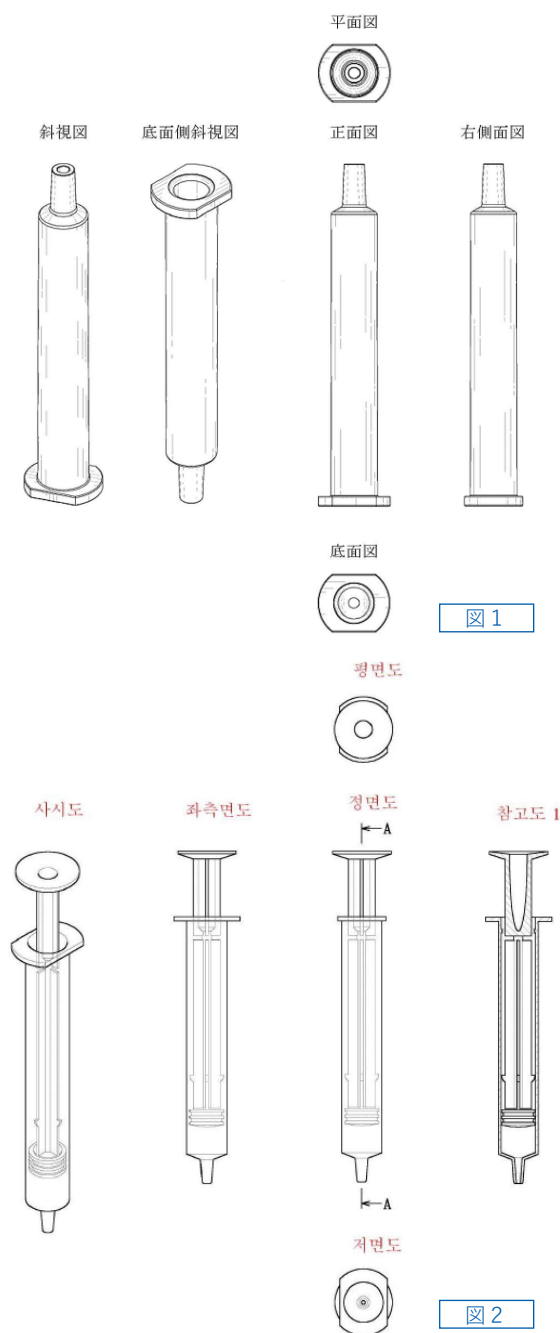


図 1

図 2

次ページへ続く ➔

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによってお任せいただき、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

## 2. 知財高裁の判断

知財高裁は、以下のとおり述べ、上記原告の主張が禁反言の法理に抵触するものではないと判断するとともに、「意匠に係る物品」の認定に誤りがあるとして、審決を取り消しました。

- 意匠登録出願についての拒絶理由の存否は、審査官が職権により判断すべきものであって、出願人が審査段階又は審判段階において述べたことについて自白の拘束力が働くものではない上、権利行使の当否ではなく権利設定の適否が問題となる審決取消訴訟である本件において、被告は行政庁として対応しているものであって、本願意匠の意匠に係る物品につき、査定及び審判の各段階における原告の主張が本訴における主張と異なるものであったことにより被告(特許庁長官)の利益が不当に害されるとの関係もないことからすると、本件意見書や本件審判請求書における原告の主張をもって、禁反言の法理の適用などによって原告が本訴において本件審決以前にしていた主張と異なる主張をすることが許されないとまでいうことはできない。
- また、被告以外の第三者との関係において、禁反言の法理が適用されることにより、原告が本願意匠に係る意匠権を行使する場面に制限を受けるおそれがあるとしても、特定の当事者間における権利行使の制限の当否と権利の付与の適否とは、およそ場面が異なるのであるから、直ちに本願意匠について、意匠権登録による保護を与えるべきではないなどということとはできない。
- さらに、審決取消訴訟の審理対象は、当該審決の判断の違法であり、その範囲は当該審判手続において具体的に争われた拒絶理由に限定されるものであるから(最判昭和51年3月10日大法廷判決)、各当事者は、審判手続において具体的に争われていない拒絶理由を主張することは許されないものの、審判手続において具体的に争われた拒絶理由に係る判断の当否に係る主張やそれを裏付ける証拠の提出についてまで制限を受けるものではない。そして、原告の、本願意匠の意匠に係る物品が引用意匠に係る物品とは異なる旨の主張は、本件の審判手続について争われた拒絶理由である「引用意匠との類似」に関する主張であって、審理対象に含まれない事項に係るものではないから、この観点からも原告の主張を制限する理由はない。

- 本願意匠の意匠に係る物品は、「注射器用の交換可能な液体・ガスなどを充填した小容器」とであると認めるのが相当であり、「医療用注射器の外筒の用途及び機能を有するもの」であると直ちに認定できるものではない一方、引用意匠に係る物品は「注射器用シリンジ」であり医療用注射器の外筒の用途及び機能を有するものであるから、本願意匠に係る物品と引用意匠に係る物品とは共通しない。

## 3. 本判決の意義

本件では、意匠の査定系の審決取消訴訟においては、出願段階から審決に至るまでに述べていた内容と異なる主張をしても禁反言の法理には抵触しないことが判断されていますが、査定系の場合においては特許庁側の利益が不当に害されるものではない、特定の当事者間における権利行使の場面と権利付与の場面とは異なる、といった知財高裁の判断内容からすれば、本判断の射程はあくまで査定系の審決取消訴訟に限ったものであり、当事者間における意匠無効審判及びそれに関する審決取消訴訟や、意匠権侵害訴訟等では、出願経過等において述べていた内容によって禁反言の法理に抵触するとされる可能性は、査定系の場合よりも広いものと理解されます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 著作権

## SNSの投稿により著作者人格権の侵害に基づく損害賠償請求が認められた事例

和田 祐以子

PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和4年4月15日判決(令和3年(ワ)第23928号)裁判所ウェブサイト〔トリミング写真投稿事件〕

裁判例はこちら

本件は、被告が、原告が撮影した写真(原告写真1及び原告写真2)をトリミングして写真(被告写真1及び被告写真2)を作成し、原告の氏名を表示することなく、被告のツイッター及びインスタグラムに被告写真1及び被告写真2の掲載を含む投稿をしたことにより、原告写真1及び原告写真2に係る原告の著作者人格権を侵害したと主張して、原告が被告に対し、不法行為に基づき、合計60万円(慰謝料50万円及び弁護士費用10万円)及び遅延損害金の支払を求めた事案です。

原告写真1及び原告写真2は、原告が自身のツイッターアカウントに投稿した写真であり、列車が川に架かる鉄橋を走行する様子をほぼ中心に据え、周囲に霧のかかった川及び連なる山々を配置し、列車と比較して周囲の川及び山を大きく写すような横長の構図で撮影された、創作性を認めることができました。被告は、原告写真1の上下左右をトリミング後、写真の右下に白文字の筆記体で「B以下省略」と記載して被告写真1を作成し、また、原告写真2の上下左右をトリミングして被告写真2を作成しました。そして、被告は、ユーザー名及びアカウント名を「B以下省略」とする被告ツイッターアカウントにおいて、原告の氏名を表示することなく、被告写真1の掲載を含む投稿(本件投稿1)をしました。また、同じユーザー名・アカウント名の被告インスタグラムアカウントにおいて、原告の氏名を表示することなく、被告写真1及び被告写真2の掲載を含む投稿(本件投稿2及び本件投稿3)をしました。原告は、被告による各投稿について、同一性保持権侵害及び氏名表示権侵害を主張し、裁判所はこれを認めました。

## (1)同一性保持権の侵害

・被告写真1及び被告写真2は、原告写真1及び原告写真2の上下左右をトリミングして正方形にし、それらに映し出された左右の山を大きく切り取ったものであるため、原告写真1及び原告写真2について、著作者である原告の意に反し、創作性

の認められる表現部分に実質的な改変が加えられた。

・被告が被告のインスタグラムアカウントにアップロードする際にトリミングをすることには「やむを得ないと認められる改変」(著作権法20条2項4号)に当たらない。

## (2)氏名表示権の侵害

・被告は、原告の氏名は表示せずに本件投稿1ないし本件投稿3を行ったものであり、原告写真1及び原告写真2に係る原告の氏名表示権を侵害したと認めるのが相当である。

## (3)損害額

・被告による原告写真1及び原告写真2のトリミングは、写真の縦横比、構図及び写し出された対象を変更するものであり、改変の程度は大きい。他方、中心部分は改変が加えられていない。これらの事情及び本件訴訟に現れた一切の事情を考慮すると、原告が原告写真1及び原告写真2に係る同一性保持権侵害により受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は、各5万円(合計10万円)と認めるのが相当である。

・被告が本件投稿1ないし本件投稿3をした期間は4日間とそれほど長いものではないものの、被告は、自身が著作者であることを示すように見える「B以下省略」(被告の名字の一部)を被告写真に記載した上で被告写真1を掲載しており、その権利侵害の態様は悪質である。原告が本件投稿1ないし本件投稿3により原告写真1及び原告写真2に係る氏名表示権侵害により受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は、本件投稿1につき2万円、本件投稿2につき4万円、本件投稿3につき4万円(合計10万円)と認めるのが相当であり、また、弁護士費用相当額の損害は、4万円と認めるのが相当である。

本件は、SNSに投稿された写真をトリミングして別のSNSにアップロードした行為について、同一性保持権及び氏名表示権の侵害が認められ、少額ながら慰謝料の請求が認容された事例として参考になると考えます。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。





## セミナーのご案内

オンライン

### 続・国際法務セミナー第11回：欧州特許実務～最近のアップデートを中心として～

**日時** 2022年7月8日(金)15:00-16:00

**講師** 石津 真二

**主催者** 弁護士法人大江橋法律事務所

**内容** 今日では、我が国の企業が外国のマーケットに進出し、国際的な事業展開を行うことが日常的に行われています。グローバルな知的財産に関する取引(営業秘密等のやり取り、特許・商標等に関するライセンス契約や共同研究開発等)を行うにあたっては、紛争予防の観点からも、当該外国マーケットでの紛争処理の実務動向を把握しておくことが肝要です。

本セミナーでは、ドイツの法律事務所にて知財実務の経験を積んだ講師が、特に欧州での特許紛争に関する最近の動向に焦点を当て、近く運用が開始されると言われている欧州単一特許(Unitary Patent)・統一特許裁判所(Unified Patent Court)制度やドイツにおける最近の特許法改正(a Second Act concerning the Simplification and Modernization of German Patent Law)の実務的な影響を概説するとともに、時間の許す限り、近時の各業界(医薬、ソフトウェア、電気・機械等)における日本企業が把握しておくべき裁判例・欧州特許庁(EPO)審決の重要ポイントについてご紹介いたします。

セミナーの詳細及び申し込み方法はこちらをご覧ください

オンライン・見逃し視聴あり ※今年3月14日に開催したセミナーと同じ内容です。

### 共同研究開発案件における法的諸問題・実務ポイントの理解 ～産学連携・海外案件を含めて解説～

**日時** 2022年7月13日(水)13:00～17:00

**講師** 重富 貴光

**主催者** 株式会社情報機構

**内容** 医薬・化学系分野においては、従来にも増して共同研究開発が盛んに行われるようになり、共同研究開発は、産学連携・海外企業を相手方とする案件を含め、多種多様な類型が存在します。

本セミナーでは、共同研究開発案件について、

①案件の進め方・手順②案件を進めるにあたって締結すべき契約書(秘密保持契約・LOI・共同研究開発契約書)作成における留意点③共同研究開発案件で問題となる法的諸問題(成果帰属・権利化・実施条件)④共同研究開発関連紛争処理及び紛争防止のための実務的留意点などを詳しく説明し、共同研究開発案件を円滑・実効的に進めていくためのポイントを解説します。

また、産学連携・海外企業を相手方とする共同研究開発案件に特有の留意事項を指摘し、対応策についても解説します。

セミナーの詳細及び申し込み方法はこちらをご覧ください

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。